

令和 6 年 3 月

令和 5 年度包括外部監査結果報告書

【要約版】

青森県包括外部監査人
公認会計士 高橋 政嗣

第 1 部 選定した特定の事件(監査テーマ)

公有財産の管理に係る財務事務の執行について

第 2 部 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由

令和 5 年度の監査においては、以下の 4 つの理由から本テーマを選定した。

1. 青森県の令和 4 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における「公共資産」は 1 兆 4,965 億円で貸借対照表の資産合計 1 兆 8,126 億円の 82.6%となっており、「公共資産」は県にとって極めて重要な資産である。
2. 「青森県におけるファシリティマネジメントの取組みについて」(令和 2 年 6 月 青森県総務部 財産管理課 ファシリティマネジメントグループ)によると、地方自治体施設の老朽化や耐震性能不足などの課題と、行革廃止・市町村合併による余剰、学校統廃合、少子・高齢化等による遊休・低利用化のミスマッチの状況を踏まえてファシリティマネジメントの推進に取り組んでいる。
3. 青森県行財政改革大綱(平成 30 年 12 月)によると「将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立する青森県」の中に「県有資産マネジメント」を掲げ、「青森県公共施設等総合管理方針」に基づき公共建築物及びインフラ施設からなる公共施設等を重要な経営資源ととらえ、その有効活用と長寿命化を更に推進し、維持管理・更新等に係る経費の節減を図るとして、財政改革に取り組んでいる。
4. 「地方公共団体の財産は、常に良好な状態において管理し、その所有目的に応じて最も効

率的に運用しなければならない。」と地方財政法第 8 条に規定されている。しかしながら、取得時の目的から異なる目的のために使用されている場合や、未利用期間が長期に及ぶ場合や、有効活用されていない場合がある。

第 3 部 監査の対象期間

原則として令和 4 年度(令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで)であるが、必要に応じて過年度に遡及した。

第 4 部 監査の実施期間

令和 5 年 4 月 15 日から令和 6 年 2 月 28 日まで

第 5 部 外部監査の基本方針、監査要点及び着眼点

包括外部監査の目的は、特定のテーマについて、県の財務事務の法規等準拠性の視点から監査を行うとともに、地方自治法第 2 条に定められた、最小の経費で最大効果を目的とした事務の有効性、経済性、効率性、透明性・説明責任の視点から監査を行うことである。

〔監査要点〕

- ①監査対象となる公有財産の概要を把握する。
- ②公有財産の管理に係る財務事務の執行は関連する法令、条例、規則等に準拠しているか。
- ③公有財産の管理に係る財務事務の執行は有効性、経済性、効率性、公平性、透明性の視点から合理性があるか。
- ④国への報告事務に誤りはないか。
- ⑤目的の達成に向けた効果的な事業となっているか。

〔監査の着眼点〕

- ① 県の公有財産に関する行政は全体として適切な目標設定・事務管理が行われているか。

- ② 県の公有財産に関する行政は期待されている成果を上げているか。
- ③ 新公会計制度の導入に関して、固定資産台帳の整備は適正に行われているか。
- ④ 公有財産の物件価格の積算は根拠資料に基づき適切に算定されているか。
- ⑤ 公有財産が県民サービスの向上につながっているか。
- ⑥ 公有財産のアセットマネジメントは適正に行われているか。
- ⑦ 公有財産の維持・修繕のために必要なコストの管理は適切に実施されているか。
- ⑧ 公有財産に係るライフサイクルコスト等の将来負担は適切に把握されているか。
- ⑨ 未利用財産の有効利用もしくは売却の検討を毎年度実施しているか。
- ⑩ 財務事務は期待される成果を上げており、公有財産に関する行政全体の目標達成に貢献しているか。
- ⑪ 財務事務が法令等に準拠して行われているか。
- ⑫ 財務事務は経済性、効率性、有効性、公平性、透明性の視点から、合理性があるか。

第6部 監査の結果及び意見の総括

第1項. 監査の総括

第1. 県ホームページで公表されている財務諸表の信頼性を保証する固定資産台帳との不整合について

- (1) 平成 27 年 1 月に「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成 27 年 1 月 23 日付総財務第 14 号総務大臣通知)に基づき、全ての地方公共団体に対し、統一的な基準による財務書類等の作成について要請があったことから、平成 28 年度決算から統一的な基準に基づいた「一般会計等財務書類、全体財務書類及び連結財務書類」を作成している。そして、平成 28 年度決算においては、今後全ての地方公共団体において統一的な基準に基づき財務書類が作成されることにより、将来的には団体間の比較可能性が高まることになると付言している。
- (2) 総務省における固定資産台帳の各地方公共団体のホームページにおける公表状況では、青森県の固定資産台帳ページへのリンクは遮断されており、公開には至っていない。
- (3) 「統一的な基準による地方公会計」に基づく財務諸表とこの財務諸表の明細である固定資産台帳を公表する理由は、県の財務情報を県民に分かり易く開示するとともに財政運営に供する目的である。

しかしながら、財務諸表とその明細となる固定資産台帳との間で差異が生じているので県民に対する信頼性を付与した財務情報の開示とはなっていない。また、財務情報の正確な把

握や分析を行えず、さらに、固定資産台帳を資産管理等に十分に活用することができない状況となっている。

固定資産台帳の不整合は、財務情報の一部について致命的な欠陥を有しており、緊急課題として早急に原因究明を行い差異原因に即応した適切な対応が必要となる。

財務報告の信頼性について自治体 ONLINE によれば「県が作成する予算・予算説明書や決算等による財務報告は、議会や県民、県の活動を確保・監視するために極めて重要なツールである。誤った財務報告は、県やその他多くのステークホルダーに想定外の損害を与えるだけでなく、全国の地方公共団体に対する信頼を失墜させる。」として財務報告の重要性を指摘している。

第 2. 固定資産台帳のチェック体制の強化について

固定資産の取得、処分、建設仮勘定等に亘って以下のような問題点が検出された。

- ・家屋の壁、柱、床、はり、屋根、昇降機、電気、給排水設備等の設備の取替え又は取得した場合の追加取得処理の公有財産台帳への登録漏れ
- ・固定資産台帳の取得年度の登録誤り
- ・固定資産取得に係る期間帰属の誤り
- ・建設仮勘定について貸借対照表と固定資産台帳の集計額との不一致
- ・建設仮勘定の完成済み資産について本勘定への振り替え漏れ

県の固定資産を一元管理し、実態を適切に反映した情報を固定資産台帳に反映するには、以下の諸方策を講じなければならない。

- ・基本的な固定資産の事務処理に関する庁内全体への啓蒙活動
- ・決算期を控えた 2 月末～3 月初旬において財産管理課から全庁所管課に向けて注意喚起を促す通達の発出
- ・誤り防止のための間違い易い事例 Q&A の作成と庁内への浸透
- ・定期的な固定資産現物の実査
- ・資産管理を主管とする知事直轄の横断組織の設置運営
- ・内部統制組織の強化・運営

第 3. 固定資産台帳の整備について

以下に示す資料は『資産評価及び固定資産台帳の手引き』に記載されている「固定資産台帳の整備手順」からの抜粋である。重要と思われる部分には監査人が下線を施している。内容的には基本的で極めて重要な事項が記載されているので、今後の改善業務に役立てていただくことを切

に願うばかりである。

固定資産台帳の整備手順

1 総則

- 地方公共団体が行う行政サービスは、多くの固定資産を利用して行われているため、地方公共団体が所有する固定資産は膨大なものとなります。
- 固定資産台帳の整備にあたっては、その記載対象となる資産は、現状でも公有財産台帳といった各種台帳で管理されているものもありますので、作業の効率化を図る観点から、一から同台帳を作成するのではなく、可能な限り既存の公有財産台帳等から得られる情報を整理して整備することが考えられます。

2 庁内の体制整備

(1) 庁内の体制整備の意義

- 庁内の体制整備は、固定資産台帳整備から資産評価に至る一連の作業において、以下の理由により欠かせないものです。
 - ①各部署で管理している資産データを一元的にとりまとめる必要があること
 - ②その際、固定資産を管理する各所管部署における管理の状態を把握した上で、現実的な一元管理の方法を定める必要があること
 - ③また、統一的な基準導入作業のとりまとめを担当する部署、公有地評価に関連する各部署、情報管理部署及びその他の部署が連携することで、実務上・実態上有用な固定資産計上基準・評価要領等の作成が可能となること
- このように、庁内の体制整備では、まず作業の事前段階に、全体のとりまとめを担当する部署をはじめ、データの管理・評価を担当する部署、公有地評価に関連する部署及び実際に施設を管理する部署等が参画し、役割を分担した上で、台帳整備の状況・資産評価の現状を確認するとともに意見交換を行うことが重要です。また、庁内に委員会・ワーキンググループ等を設置することにより、より有効に各部署間の連携を図ることができます。
- なお、役割分担の例としては、以下が考えられます。
 - 管財課：各部署へ調査シートを配布・回収、固定資産の現物調査、土地の評価等
 - 福祉課、教育委員会、都市整備課等：固定資産の現物調査、土地の評価等
 - 会計課：備品の現物調査(計上基準以上の物品の抽出)、備品の分類(耐用年数等)

(2) 委員会やワーキンググループの役割

- 委員会等の役割は主に、①全庁的な取組に係る意思疎通の確認、②公会計に係る各種基準の作成、③全庁的な資産管理・評価体制の構築等にあります。
 - ①全庁的な取組に係る意思疎通の確認
 - 固定資産台帳の整備にあたっては、固定資産を管理する責任は各所管部署にあるなかで網羅的に一元化した台帳とする必要がありますので、特定部署の職員だけではなく、全庁の職員が協力して作業を行っていくことが必要不可欠です。そのためにも定期的な委員会等を開催して、全庁で意思疎通を図っていくことが重要です。なお、保有資産の現状把握を行い、今後の資産管理のあり方の方向性等を検討していく過程で、ICTの活用に関する検討が必要不可欠となることから、情報政策担当課の参加も重要です。また、既に関連各部署で個別システムを導入している場合や、全庁的システムの導入を検討している場合もありますので、このことから、委員会等には、これらのシステムに関係している担当部署の参加を求めることが重要です。

→また、前提として、首長等の理解も得た行政改革の方針等が策定され、その中で統一
的な基準に基づく公会計改革の推進が位置付けられている場合は、庁内の協力が得
やすくなるものと考えられます。なお、検討にあたっては、リーダーシップの発揮や全庁
での意識共有の観点から、本件に係る規則を定めて作業を進めることや、当該規則等
において主管部署に一定の権限を付与することも有効と考えられます。

→統一的な基準に基づく公会計改革の目的を職員自身が理解すること、職員で認識を
共有することが大前提となりますが、委員会等の設置は、近年の行政改革による職員の
減少や業務量の増加、さらには公会計の専門性等の影響から、一部の職員に業務が
偏ってしまい、実施が停滞することを防止するためにも重要です。そのためには、職員
等の人材育成が重要であり、説明会・研修会、先進団体への視察等を通じて継続的な
教育を実施するなかで、職員自身にその必要性を認識してもらうことが重要です。

→進め方としては、「庁内の体制整備の例」（別紙8）参照）が考えられますが、全庁的な改革
として進めるためには、職員の意識改革と並行して、各地方公共団体の実情にあわせ
て最も効果的・効率的な方法で進めることが必要であり、取組方法をいくつか組み合わ
せて進めていくことも効果的と考えられます。

②公会計に係る各種基準の作成

→「(1) 庁内の体制整備の意義」で述べた作業の事前段階における各部署間の調整と統
一的な基準による財務書類等の作成作業を進めて行く上でのルール作りが必要となり
ます。なお、進めるにあたっては、統一的な基準による財務書類等の作成の目的を理
解し、庁内へのアプローチが比較的容易に行うことができる部署が担当となって主導す
ることが考えられます。

→統一的な基準による財務書類等の作成に係る実務は、研究会報告書や本手引き等を
参照して進めていきますが、実務上必要な事項がすべて定められているわけではありま
せん。研究会報告書や手引き等は、作業にあたっての指針等であるため、詳細については、
地方公共団体の状況、地域の実情に応じた対応を地方公共団体自ら定める必要がある
場合もあります。このため、実務的な取り決めを行い、資産の計上基準（計上する資
産の範囲を定めた基準）、評価要領（各資産の評価方法を定めた要領）といった各種基
準の作成を行うことが、統一的な基準による財務書類等の作成作業を円滑かつ適正に
進めて行く上で重要であると考えられます。

③全庁的な資産管理・評価体制の構築等

→委員会等を通じて各部署が固定資産台帳の整備等に深く関わっていくことで、各部署
の資産に対するスタンスや、それぞれが独自に実施してきた資産評価といった資産情
報が共通認識されることとなります。資産情報の一元化が達成されることも、地方公共
団体の事務の効率化・情報の開示という観点から重要であると考えられます。

3 固定資産台帳の整備手順の実務

○庁内の体制が整備されたら、現在の資産の管理状況等を把握し、固定資産台帳整備の方
針、スケジュール等を策定した上で、同台帳に記載すべき事項を決定し、あわせて各部署に
おいて調査を実施するための調査様式（シート）を作成します。

○この際、111段落のとおり、一から固定資産台帳を作成するのではなく、現在保有している
公有財産台帳など、既存データを基礎にして必要なデータを追加して作成することが近道と
なります。

○具体的な固定資産台帳の整備手順の実務については、庁内の体制整備を行ったのち、基
本的には、①計画・準備、②様式の作成、③資産の棚卸、④データ作成、⑤データ統合、⑥
開始時簿価の算定、⑦固定資産台帳の作成、といった手順になるものと想定されます。具体
的には、「固定資産台帳整備の流れの例」（別紙9）参照）に示していますが、各地方公共団体が
それぞれの実情に応じた手順により作業を行うことが重要です。

○固定資産台帳の整備期間については、1～2年間以内を目安としますが、これは、①庁内の
体制整備について、組織改正等によって体制整備を行う場合には、相応の期間が必要とな

る場合があること、②団体の規模や資産の量によっては、関連部署合同の計画・準備や資産の棚卸に時間を要する場合もあると考えられること等から幅を持たせています。

- ただし、どのような規模の団体や資産の量であっても、資産の棚卸からデータ作成・統合を経て固定資産台帳を作成するまでの過程は、会計年度を超えると、数値(価額、数量等)が変わってしまい、効率的な整備の支障となることから、当該手順の期間は1年間以内(会計年度内)に行うことが適当です。

4 資産の棚卸

- 固定資産台帳には、実際に地方公共団体が所有等する固定資産が網羅的に記載される必要があり、当該資産が、実際に地方公共団体が所有等する資産である必要があります。このための現物調査で、固定資産台帳に記載された固定資産と現物の一致を確かめることが重要です。

- 現物調査においては、まずは固定資産台帳に記載された固定資産と現物との突き合わせを行い、固定資産台帳に計上されている資産が確かに実在し、地方公共団体の所有等であることを確認します。この中で、固定資産台帳に記載されている資産で現物が存在しない場合には資産除却手続きを行う必要があります。また、所有等する固定資産の現物確認にあたり、固定資産の現物が存在するのに固定資産台帳に記載がない場合は、固定資産台帳に新たに記載・登録する必要があります。

また、若干時が経過しているが、2016年1月に公益財団法人 日本生産性本部の自治体マネジメントセンターが行った「第8回地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査」の内容は、今後の固定資産台帳を整備する上で貴重な意見となるものと考え、その要点を以下のとおりに記載する。

『第8回 地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査』結果

1. 固定資産台帳の整備は急速に進展、しかしその質には大きな課題がある

93.9%の団体が平成28年度までに固定資産台帳整備を完了する予定となっている。平成25年に実施した前回調査では61.6%の団体で完了時期が未定であった。固定資産台帳整備は急速に進展している。しかし、国が示した手引きに基づいて固定資産台帳を整備した場合、固定資産の評価基準が団体ごとに異なる恐れがあり、比較可能性について大きな課題がある。基礎となる固定資産台帳の評価基準がバラバラでは開示された情報の利用者をかえってミスリードする恐れがある。固定資産台帳の質を高めることが必要である。

2. 日々仕訳を予定している団体は僅か 3.1%、財務書類のマネジメントでの活用を本気で推進するのであれば、まずは法定の決算制度の見直しを検討すべきである

統一的な基準による財務書類を作成する予定の団体のうち、原則とされた「日々仕訳」を予定している団体は僅か3.1%となっている。他方、期末一括仕訳を予定している団体は71.6%となっており、大半を占めている。複式簿記を導入する意義の一つは、財務書類のマネジメントでの活用とされている。適時性に問題のある「期末一括仕訳」では財務書類のマネジメントでの活用に限界がある。もし財務書類のマネジメントへの活用を本気で推進するのであれば、まずは法定の決算制度の見直しを検討すべきである。

3. 財政規律として健全化判断比率を利用している団体は 80%、財務書類の指標も組み合わせ、財政規律足る得る指標を開発することが必要である

財政規律として「健全化判断比率」を利用している団体は80%となっている。しかし、健全化判

断比率は財政規律としては不十分である。これまでも財務書類はほぼ 100%の団体で作成されてきた。しかし、財務書類は公表されるものの、財政規律を含めその他の活用はほぼされてこなかった。「資産老朽化比率」のように、既存の財政指標だけでなく標準装備となった財務書類の指標も組み合わせ、財政規律足り得る指標を開発することが望まれる。

(注)波線は監査人による。

第 4. 固定資産台帳と公有財産台帳に係る指摘事項の取りまとめについて

指摘事項・意見の中から公有財産台帳、固定資産台帳に係わる項目について抽出したものが以下の表である。

公有財産台帳に掲げた項目は固定資産台帳にも関連するし、逆に固定資産台帳に掲げた項目も公有財産台帳に関連するものもあるが、おおよそどのような項目が公有財産台帳や固定資産台帳に関係して監査結果が検出されたのかを明らかにするために作成したものである。

公有財産台帳		固定資産台帳	
指摘事項又は意見 No	内容	指摘事項又は意見 No	内容
指摘事項 2	取得日が無記入	指摘事項 1	貸借対照表との残高不一致
指摘事項 3	金額が「0」のものがある	指摘事項 6	耐用年数の登録誤り
指摘事項 4	建物共済加入契約の遅延	指摘事項 7	土地の取得年度の誤り
指摘事項 5	登録漏れ	指摘事項 12	建設仮勘定(固定資産台帳と貸借対照表とが不一致)
指摘事項 8	取得に係る期間帰属の誤り	指摘事項 13	建設仮勘定の滞留
指摘事項 9	期間帰属の誤り	指摘事項 23	未登録の歩道橋
指摘事項 18	土地台帳の更新	指摘事項 24	トンネル台帳との不一致
指摘事項 19	土地台帳の更新	指摘事項 25	土地台帳の面積更正時の反映
指摘事項 20	土地台帳の記載事項	指摘事項 26	土地台帳の面積更正時の反映
意見 7	用途区分「その他」	意見 1	公有財産台帳との一元化
意見 9	財産管理チェックリストの位置づけについて	意見 2	固定資産(10万円未満)
意見 24	土地台帳上の財産名	意見 3	ホームページにおける公開
		意見 4	固定資産台帳不整合による情報公開及び財務報告
		意見 8	付加項目の追加設定
		意見 14	内部統制と財務報告
		意見 15	取得・改良に伴う付随費用又は工事費用の取扱い
		意見 23	建設仮勘定の事務処理
		意見 32	地番の記載、橋梁台帳との表記の統一
		意見 33	地番の記載、トンネル台帳との表記の統一

第5. 公共施設等総合管理の推進に向けて

「公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けて」(総務省自治財政局財務調査課 平成30年4月23日)によれば以下のとおりに提言している。

1. 公共施設等の最適な配置の実現

①過去の建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える。②人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。③市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。この3つの背景のもと、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとしている。

2. 重要な検討すべき要点

①公共施設等に関する情報の「見える化」

固定資産台帳の整備に合わせて、有形固定資産減価償却率や一人当たりの維持管理に要する経費等について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表するなど、引き続き公共施設等に関する情報の「見える化」を徹底する。

②全庁的な体制構築

個別施設計画の策定や具体的な施設の適正管理に係る取組の検討について、各施設所管部局を中心に行われ、全体として効果的な計画の推進がなされないおそれがあるため、総合管理計画の策定・改訂の検討段階から全庁的な体制を構築して取り組むことが望ましい。

③PDCAサイクルの確立

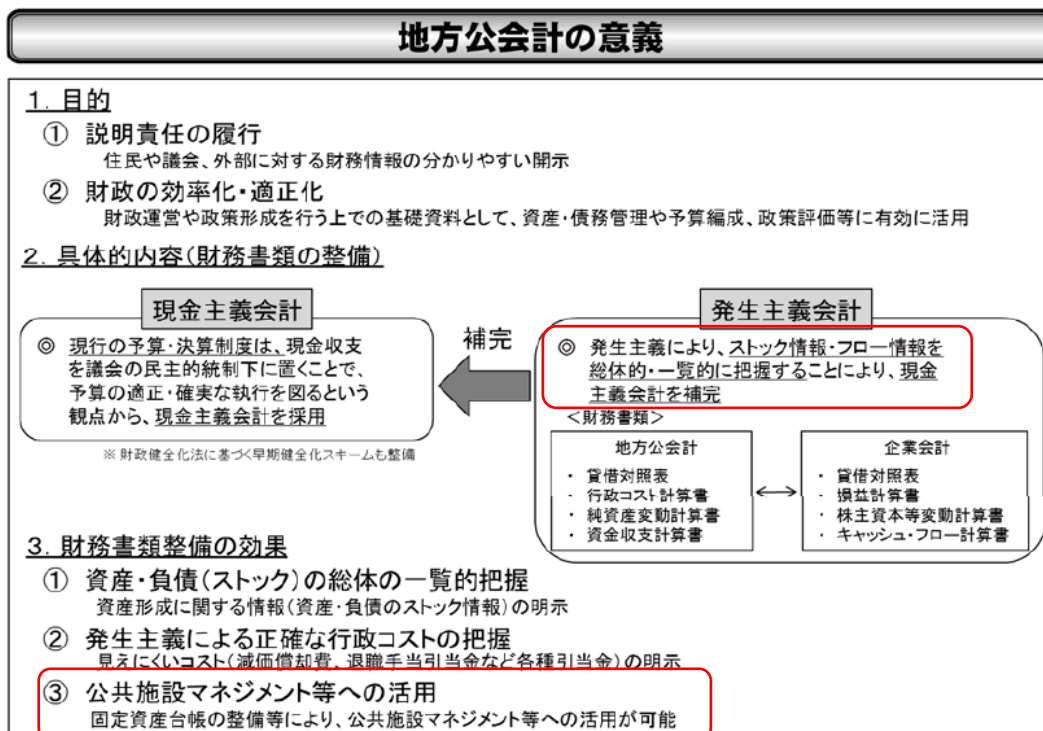
総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに設定した数値目標に照らして取組みを評価し、計画改定につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めることが望ましい。

④総合管理計画の不断の見直し・充実

総合管理計画の策定後も点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し、順次充実させていくことが望ましい。

第6. 「統一的な基準による地方公会計」の定着に向けた全庁に向けた基本的な考え方の浸透について

以下に掲示した図表は、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(令和元年8月改訂)からの抜粋である。(赤枠の囲みは監査人による。)従来から行われている「現金主義会計」、「単式簿記」から「発生主義会計」、「複式簿記」の世界に発想を転換して実務に携わらないと上述した固定資産の取得、処分、建設仮勘定等の誤りを回避するのは根本的に難しい。



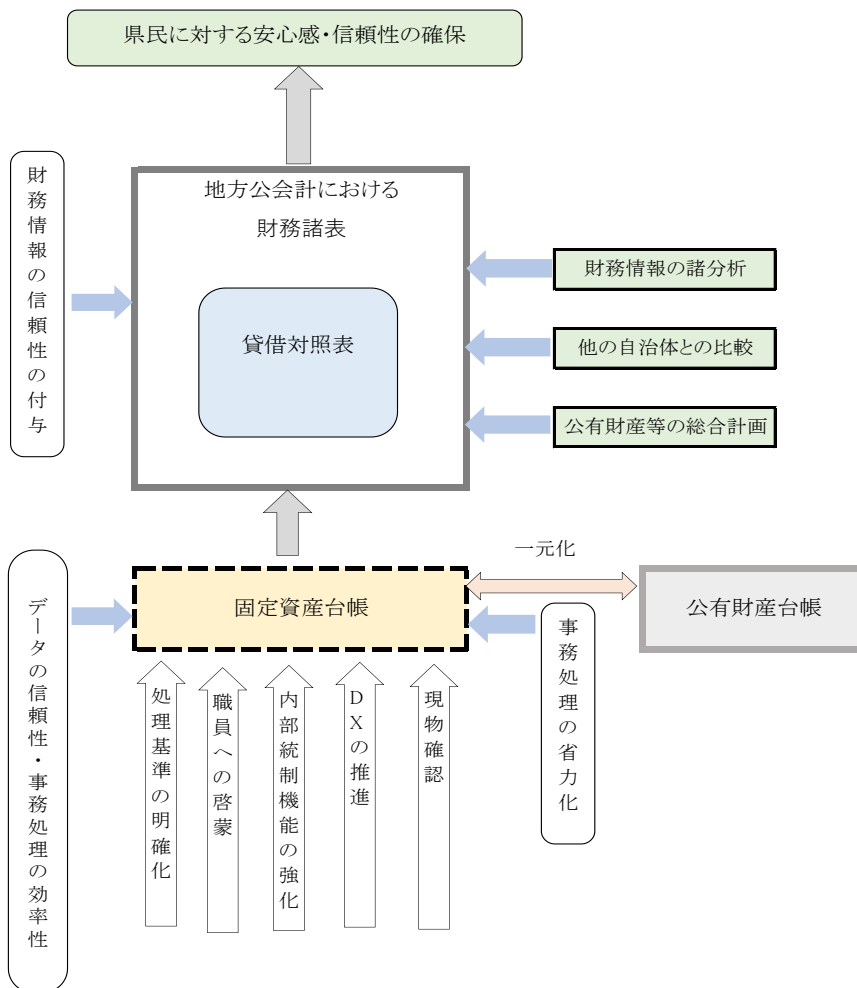
【地方公共団体と民間企業の会計】		
項目	地方公共団体 (官庁会計)	民間企業 (企業会計)
作成目的	住民の福祉の増進	利益の追求
報告主体	首長	取締役
報告先	住民 (提出先は議会)	株主 (提出先は株主総会)
説明責任	議会の承認・認定 (予算・決算) →事前統制 (予算) の重視	株主総会の承認 (決算) →事後統制 (決算) の重視
簿記方式	単式簿記	複式簿記
認識基準	現金主義会計	発生主義会計
出納整理期間	あり	なし
決算書類	歳入歳出決算書 歳入歳出決算事項別明細書 実質収支に関する調書 財産に関する調書	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 キャッシュ・フロー計算書

第7. 最後に

県の公有財産に関して、ファシリティマネジメントや橋梁アセットマネジメントが先進事例として注目をされ見学者の訪問や専門誌等への記事の掲載あるいは研修が行われていると承っている。

しかしながら、公有財産管理の基本であり、事務処理の根幹部分である固定資産台帳の整備が著しく遅れており、財務情報に対する信頼性の足かせになっていることを目の当たりにすると、県は相当の覚悟を持って、これまで以上に主管部署である財産管理課の機能を強化し、さらに公有財産の管理担当部署である所管課との連携を強固なものとして、全庁結束して改善作業に取り組んでいかなければならない大きな課題を投げかけられていることを改めて認識しなければならない。

この改善作業の終結によって、財務情報の信頼性が付与され、県民に対する福祉の向上に繋がることを願うばかりである。



(出所:公有財産に関する諸資料より監査人が作成)

第2項. 監査の結果及び意見の集計

領域	監査結果		監査の視点			
	区分	合計	合規性	有効性	経済性・ 効率性	透明性
第4章、第16節 公有財産の概要に係る監査の結果及び意見	指摘	3	3	0	0	0
	意見	15	7	6	1	1
第7章、第1節 公有財産の取得	指摘	6	6	0	0	0
	意見	0	0	0	0	0
第7章、第2節 公有財産の処分	指摘	2	2	0	0	0
	意見	7	6	0	0	1
第7章、第3節 建設仮勘定	指摘	2	2	0	0	0
	意見	1	1	0	0	0
第7章、第4節 貸付土地、貸付建物	指摘	4	4	0	0	0
	意見	1	0	0	0	1
第7章、第5節 未利用財産(土地、建物)	指摘	2	2	0	0	0
	意見	5	1	4	0	0
第7章、第6節 公舎	指摘	1	1	0	0	0
	意見	2	0	2	0	0
第7章、第7節 廃川敷地、インフラ資産、旧名称 財産	指摘	6	6	0	0	0
	意見	3	2	1	0	0
第7章、第8節 指定管理者制度の導入施設	指摘	2	2	0	0	0
	意見	4	2	2	0	0
第7章、第9節 大規模修繕	指摘	0	0	0	0	0
	意見	0	0	0	0	0
合計	指摘	28	28	0	0	0
	意見	38	19	15	1	3
	合計	66	47	15	1	3

第2節. 監査の結果及び意見の一覧

第1項. 公有財産の概要に係る監査の結果及び意見の一覧

公有財産の概要に係る監査結果について、指摘事項又は意見の一覧を記載したものが以下の表である。「記載箇所」とは、包括外部監査結果報告書において指摘事項又は意見を記載した箇所である。

「指摘事項又は意見」の区分については、指摘事項を「指摘」と簡略して表記している。監査の視点は、指摘事項又は意見が主として法規性、有効性、経済性・効率性、透明性・説明責任のどの監査の視点からの検出事項なのかを示している。

記載箇所	結果	指摘事項又は意見の表題	監査の視点
第4章. 16節 公有財産の概要に係る監査の結果 及び意見	指摘1	固定資産台帳と貸借対照表との残高の不合について	法規性
	意見1	固定資産台帳と公有財産台帳とのシステム一元化に向けて	法規性
	指摘2	固定資産台帳と公有財産台帳との不一致について	法規性
	指摘3	公有財産台帳のデータ処理の正確性について	法規性
	意見2	固定資産計上に関する経済性・効率性について	経済性・ 効率性
	意見3	固定資産台帳のホームページにおける公開状況について	透明性
	意見4	固定資産台帳の不整合に伴う公開及び財務報告について	法規性
	意見5	公共施設等総合管理の推進状況について	有効性
	意見6	削減率を設定した中期実施計画(5年サイクル)の策定について	有効性
	意見7	用途区分「その他」に関する再考について	有効性
	意見8	固定資産台帳への付加データ項目の追加設定の検討について	有効性
	意見9	財産管理チェックリストの位置づけについて	法規性
	意見10	公共施設等総合計画の作成内容について	法規性
意見11	施設別行政コスト計算書の作成について	有効性	
意見12	インフラ資産の用途別分類毎の管理方針の設定について	有効性	
意見13	耐震化未済の県有建築物について	法規性	

記載箇所	結果	指摘事項又は意見の表題	監査の視点
	意見 14	公有財産に係る内部統制と財務報告との関りについて	合规性
	意見 15	固定資産の取得・改良に伴う付随費用又は工事費用の取扱いについて	合规性

第 2 項. 個別公有財産の監査の結果及び意見の一覧

第1節. 公有財産の取得

記載箇所	公有財産名	結果	指摘事項又は意見の表題	監査の視点
第 1 項.	南郷駐在所	指摘 4	建物共済加入契約の遅延について	合规性
第 2 項.	県営浅虫水族館照明設備改修・青森県観光物産館照明設備その他改修	指摘 5	固定資産台帳への過大計上について	合规性
		指摘 6	耐用年数の登録誤りについて	合规性
第 3 項.	道路(公共土地)	指摘 7	固定資産台帳の取得年度の登録誤り	合规性
第 4 項.	道路敷地(広域農道西海岸関)	指摘 8	公有財産取得に係る期間帰属の誤りについて	合规性
第 5 項.	道路敷地(中山間地域総合整備下北北部)	指摘 9	公有財産取得に係る期間帰属の誤りについて	合规性

第 2 節. 公有財産の処分

記載箇所	公有財産名	結果	指摘事項又は意見の表題	監査の視点
第 1 項.	職員公舎(八重田)敷地、八重田東公舎、A、B、物置	指摘 10	起案文書における記載の正確性・真実性について	合规性
		意見 16	落札における予定価格と落札価格との著しい差額がある場合の分析について	合规性
第 2 項.	青森北高等学校今別校舎 校舎敷地、野球場他、校舎他	意見 17	管理継続に係る多大な費用(量的情報)の記載について	透明性
		意見 18	財産処分事前チェックリストの利用について	合规性
第 3 項.	管理建物(旧十二湖ビジターセンター)	意見 19	無償譲渡における「明確な理由」の記載について	合规性
		意見 20	用途指定期間の設定について	合规性
第 4 項.	あすなろ療育福祉センター看護師宿舎、公舎(1号~3号)	指摘 11	廃止通知及び起案手続の漏れについて	合规性
		意見 21	起案文書の記載事項について	合规性
		意見 22	取壊し工事によって生じる廃材な	合规性

記載箇所	公有財産名	結果	指摘事項又は意見の表題	監査の視点
			どの物品編入の記録保管について	

第3節. 建設仮勘定

記載箇所	公有財産名	結果	指摘事項又は意見の表題	監査の視点
第7章. 第3節.		指摘 12	建設仮勘定に係る固定資産台帳と貸借対照表残高との不一致について	合規性
		指摘 13	建設仮勘定の進捗管理・滞留管理について	合規性
		意見 23	建設仮勘定の事務処理及び検証体制の構築について	合規性

第4節. 貸付土地、貸付建物

記載箇所	公有財産名	結果	指摘事項又は意見の表題	監査の視点
第1項.第4.	貸付地(日本赤十字社)	指摘 14	貸付期間更新における許可申請書の入手について	合規性
第1項.第10.	貸付地(福利厚生用運動施設用地)	意見 24	土地台帳上の財産名について	透明性
第1項.第11.	ベンセ湿原(貸付分)	指摘 15	貸付料無償の根拠となる条文について	合規性
第2項.第1.	栽培漁業センター	指摘 16	貸付期間更新における許可申請書の入手について	合規性
第3項.第2.	管理地(白神山地ビジターセンター)	指摘 17	貸付料無償の根拠となる条文について	合規性

第5節. 未利用財産(土地、建物)

記載箇所	公有財産名	結果	指摘事項又は意見の表題	監査の視点
第1項.第2.	管理地(五所川原農林高校用地)	意見 25	財産有効活用のための所属替について	有効性
第1項.第3.	管理地(六ヶ所村出戸)	意見 26	土地台帳の沿革の記載について	有効性
第2項.第1.	管理財産(旧西地方農林事務所)	指摘 18	土地台帳の更新について	合規性
		指摘 19	土地台帳の更新について	合規性
		意見 27	隣接する民家による不法占有について	合規性
第3項.第3.	旧フラワーセンター21あおもり	意見 28	不動産鑑定評価の実施について	有効性
第4項.	金矢工業団地	意見 29	分譲に向けた企業誘致の推進に	有効性

記載箇所	公有財産名	結果	指摘事項又は意見の表題	監査の視点
			ついて	

第6節. 公舎

記載箇所	公有財産名	結果	指摘事項又は意見の表題	監査の視点
第1項.第3.	職員公舎(A)	意見 30	公舎継続か廃止かの意思決定について	有効性
第2項.第11.	待機宿舎(磯野)敷地	指摘 20	土地台帳の記載事項について	合規性
第3項.	職員公舎集約・共同利用計画	意見 31	職員公舎集約・共同利用計画に対するPDCAサイクルの適用について	有効性

第7節. 廃河川敷地、インフラ資産、旧名称財産

記載箇所	公有財産名	結果	指摘事項又は意見の表題	監査の視点
第1項.第7.	廃川敷(一級河川十川)	指摘 21	現況把握が長期間行われていない	合規性
第1項.第8.	廃川敷(一級河川岩木川)	指摘 22	現況把握が長期間行われていない	合規性
第3項.	歩道橋に関する全般的指摘事項及び意見	指摘 23	固定資産台帳への未登録の歩道橋について	合規性
		意見 32	固定資産台帳の記載表示について(地番の記載、橋梁台帳との表記の統一)	合規性
第5項.	トンネルに関する全般的指摘事項及び意見	指摘 24	トンネル台帳と固定資産台帳との不一致について	合規性
		意見 33	固定資産台帳の記載表示について(地番の記載、トンネル台帳との表記の統一)	合規性
第6項.	長期未着手道路に関する全般的意見	意見 34	長期未着手道路一覧表の作成による検討について	有効性
第7項.第1.	旧名称(旧三戸警察署)	指摘 25	土地台帳の面積更正時に対応する固定資産台帳への反映について	合規性
第7項.第3.	旧名称(旧つがる警察署)	指摘 26	土地台帳の面積更正時に対応する固定資産台帳への反映について	合規性

第8節. 指定管理者制度の導入施設

記載箇所	公有財産名	結果	指摘事項又は意見の表題	監査の視点
第1項.	白神山地ビジターセンター	意見 35	収支報告書が収支均衡(収支差額±0)であることについて	合規性
		意見 36	ビジターセンター入口看板の修繕・更新について	有効性

記載箇所	公有財産名	結果	指摘事項又は意見の表題	監査の視点
		意見 37	「白神だより」のリンクが切れていることについて	有効性
第 2 項.	県民の森梵珠山	指摘 27	センター利用者数の把握方法について	合规性
		指摘 28	センターにおける物品管理について	合规性
		意見 38	指定管理者基本協定書における管理施設の範囲の明確化について	合规性